

活性炭購入の談合に係る訴えの提起について

1 経過

公正取引委員会は、令和元年11月22日付けで、国内の活性炭販売業者16者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

本組合においては、千代田クリーンセンター焼却施設排ガス処理用活性炭が前述の命令に含まれている。

このことから、購入した活性炭の販売業者である株式会社クラレ及び水 i n g 株式会社並びに談合の首謀者である本町化学工業株式会社の3者に対する損害賠償請求について、理事会(7月28日開催)で協議し、損害賠償請求を行ったものである。

【損害賠償請求内容】

請求相手方	損害賠償請求額
本町化学工業株式会社	
株式会社クラレ	4,531,032 円
水 i n g 株式会社	

2 損害賠償訴訟外通知について

時効が令和4年11月21日であったため、支払期限を11月18日とした損害賠償請求書を10月25日に内容証明郵便により郵送したところ、請求相手方からは、次とのおり書面により回答があった。

なお、今回の通知により、時効は令和5年4月26日までとなっている。

請求相手	回答内容
株式会社クラレ	当社いたしましては、貴書面による損害賠償請求には応じかねますので、本書をもってご回答申し上げます。
水 i n g 株式会社	弊社は、本件課徴金納付命令を受けたことについて真摯に対応させていただいておりますところではございますが、本ご請求に係る案件につきましては、本町化学工業株式会社殿に対する課徴金納付命令においてもその対象物件とされているなどの事情も踏まえますと、誠に恐縮とは存じますが、本ご請求には応じかねます次第です。
本町化学工業株式会社	現在、当社が公正取引委員会を相手方として、公正取引委員会が行った排除措置命令及び課徴金納付命令の取消しを求める訴訟が係属しており、当該訴訟において、当社は貴庁を含む自治体の活性炭購入に係る談合行為の当事者性自体を争っています。つきましては貴庁の請求には応諾しかねますので、その旨回答いたします。

3 他自治体の状況について

課徴金納付命令対象の活性炭の納入があったのは、県内では本組合と山形県企業局となっており、山形県企業局は昨年3月に損害賠償請求を行っているが、支払期限までに支払われないことから、令和4年1月16日に催告書を送付して時効を延長し、現在訴えの提起について検討している。

また、隣県においては、仙台市と新潟市が既に訴えの提起を議決している。

4 今後の対応について

請求相手方3者とも応じられないという回答であったことから、今後の対応について、複数の弁護士に相談した結果、次のとおりであった。

弁護士	内容
山形県及び南陽市の顧問弁護士（損害賠償請求時から相談している）	<p>訴訟提起の判断は組合となるが、訴訟した場合において、談合をしなかった場合の本来の価格（前後理論の価格）を原告側が証明する必要があり、組合は代理店から購入しており、証明することは難しい。</p> <p>この案件は、2年～3年は掛かると予想され、最終的には裁判所主導で和解となり、減額案で妥協せざるを得ない案件と思われる。</p>
米沢市の顧問弁護士	<p>訴訟提起の判断は組合となるが、他自治体が同じ状況で訴訟していることから、訴訟しない理由はない。</p> <p>また、訴訟しなかった場合、訴訟しない理由を対外的（オンブズマン等）に説明するのが難しいと思われる。</p>
長井市の顧問弁護士	<p>訴訟提起の判断は組合となるが、訴訟する場合、本町化学工業株式会社は、現在、公正取引委員会に審決取消訴訟を行っていることから、独占禁止法違反による訴訟の提起を行う場合は裁判終了後となる。</p> <p>他の2者の時効完成が迫っていることから、3者に対する民法709条（不法行為による損害賠償）による訴訟の提起を行った場合は、談合をしなかった場合の価格（本来の価格）を証明することが難しい案件である。</p>

5 今後の進め方について

(1) 訴えの提起について

弁護士に相談した結果、今回の活性炭購入に係る独占禁止法規定違反により実際に損害を被っていると考えられること、また、他自治体が同じ状況で訴訟していることから、販売業者3者に対して民事による損害賠償（民法709条）により、訴えを提起することとしたい。

なお、前後理論の価格を証明することが難しいという助言があったことから、慎重に準備を進めることとしたい。

(2) 損害賠償請求額

請求相手方	損害賠償請求額
本町化学工業株式会社	
株式会社クラレ	4,531,032円
水 ing 株式会社	

(3) スケジュール

月日	項目	備考
1月30日	議会第1委員会	
1月30日	議会第3委員会	
2月20日	議会定例会	訴えの提起及び弁護士費用の議決
3月中	訴えの提起	山形地方裁判所
4月26日	時効完成	

(4) 訴訟費用

項目	金額	備考
損害賠償請求費用	518,000円	令和4年度補正予算に計上（令和5年2月定例会）
事務費等	23,000円	令和5年度当初予算に計上（令和5年2月定例会）
報酬金	980,000円	※報酬金は概算額のため、補正予算に、限度額を「弁護士と協議の上定める、事件が解決した際の報酬と訴訟に必要な費用の実費相当額を合計した額」とした債務負担行為を設定し、解決後に金額が確定した時点で予算に計上する。
合計	1,521,000円	